

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部を改正する省令新旧対照表

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（端末系交換機能等の接続料）</p> <p>第十五条 第四条の表二の項（番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>2 前項の場合において、通信路の設定を行う機能の接続料は通信回数単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、通信ビット数その他の単位を組み合わせで定めることができる。</p> <p><u>31 第四条の表六の二の項（専用交換機接続ルータリング伝送機能に限る。）の機能の接続料は、SIPサーバによりセッション制御を行うための機能に係るものは通信回数を単位として、それ以外の機能に係るものは通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。</u></p>	<p>（端末系交換機能等の接続料）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>

(番号ポータビリティ機能の接続料)

第十五条の二 第四条の表二の項(番号ポータビリティ機能に限る。)の機能の接続料は、当該機能により通信路が変更された通信の回数を単位として設定するものとする。ただし、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を事業者に支払うことに合理的な理由があり、これが確保される場合には、これに代えて、当該機能に係る第二種固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号の数を単位として設定することができる。

(市内伝送機能等の接続料)

第十六条 第四条の表二の項(加入者交換機共用トランクポート機能に限る。)、四の項、五の項(中継交換機共用トランクポート機能に限る。)及び六の項(中継伝送共用機能に限る。)の機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

(加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料)

第十六条の二 四の表二の項(加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。)、三の四の項、五の項(中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。)及び六の項(中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。)の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

第十五条の二 (略)

第十六条 (略)

(加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料)

第十六条の二 (略)

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、三の四の項及び六の項については五メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項(関門交換機接続ハブライク伝送機能を除く)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

(削除)

2 前項の場合において、接続料の単位は、~~第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については~~回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 ~~第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。~~

2 前項の機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第二種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置

2 (略)

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項及び七の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 ~~第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。~~

3 第二項の場合において、接続料の単位は、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 ~~第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第二種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と~~

していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

(端末間伝送等機能に係る接続料)

第十八条 第四条の表十二の項の機能に係る接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信業務に関する料金と同様の単位を基本として設定するものとする。

第六章 通信量の記録

(通信量の記録)

第十九条 法第三十三條第十二項の規定による記録をしようとする者は第四条に規定する機能ごとに、通信量にあつては別表第六様式第一により、回線数にあつては別表第六様式第二により記録しておかなければならない。

- 2 法第三十三條第十二項の総務省令で定める事項は別表第七に掲げるものとする。
- 3 法第三十三條第十二項の規定による記録をしようとする者は、前項の事項を別表第八により記録しておかなければならない。
- 4 法第三十三條第十二項の規定による記録をしようとする者は、第一項及び前項の記録を毎事業年度経過後六月内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければならない。この場合、第一項及び前項の記録は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう)によりすることができる。

第二十条〜第二十一条 (略)

同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

第十八条〜第二十一条 (略)

改正案	現行																		
<p><u>別表第6（第19条関係）</u></p> <p><u>様式第1</u></p> <p><u>第1表～第3表（略）</u></p> <p><u>第4表</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;"><u>通信量記録</u></th> <th style="text-align: center;"><u>年度分</u></th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">項目名</th> <th style="text-align: center;">数値</th> <th style="text-align: center;">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メディアゲートウェイ</td> <td></td> <td>b p s</td> </tr> <tr> <td>ゲートウェイルータ</td> <td></td> <td>b p s</td> </tr> <tr> <td>一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ 接続ルーティング伝送機能に係るものを除く）</td> <td></td> <td>b p s</td> </tr> <tr> <td>網終端装置</td> <td></td> <td>b p s</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注</u> <u>ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く）については、品質クラス別に区分して記録すること。</u></p>	<u>通信量記録</u>		<u>年度分</u>	項目名	数値	単位	メディアゲートウェイ		b p s	ゲートウェイルータ		b p s	一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ 接続ルーティング伝送機能に係るものを除く）		b p s	網終端装置		b p s	
<u>通信量記録</u>		<u>年度分</u>																	
項目名	数値	単位																	
メディアゲートウェイ		b p s																	
ゲートウェイルータ		b p s																	
一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ 接続ルーティング伝送機能に係るものを除く）		b p s																	
網終端装置		b p s																	

附 則

この通令は、公布の日から起算する